

○平成28年総務省告示第252号（電波法施行規則第7条第5号の規定に基づく特定実験試験局として使用可能な周波数の範囲等を定める件）の一部を改正する告示  
 新旧対照表（傍線部は改正部分）

改 正					現 行				
周波数の範囲 (注1)	使用可能地域	使用可能期間	等価等方輻射 電力(注2)	備考	周波数の範囲 (注1)	使用可能地域	使用可能期間	等価等方輻射 電力(注2)	備考
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
2294MHzから 2296MHzまで	北海道総合通 信局管内	平成33年6月30 日まで	1W以下		2294MHzから 2296MHzまで	北海道総合通 信局管内	平成33年6月30 日まで	1W以下	
	東北総合通信 局管内	平成33年6月30 日まで	1W以下			東北総合通信 局管内	平成33年6月30 日まで	1W以下	
	中国総合通信 局管内	平成33年6月30 日まで	1W以下			中国総合通信 局管内	平成33年6月30 日まで	1W以下	
	四国総合通信 局管内	平成33年6月30 日まで	1W以下			四国総合通信 局管内	平成33年6月30 日まで	1W以下	
	九州総合通信 局管内	平成33年6月30 日まで	1W以下			九州総合通信 局管内	平成33年6月30 日まで	1W以下	
<u>3600MHzから</u> <u>4100MHzまで</u>	<u>北海道総合通</u> <u>信局管内</u>	<u>平成30年9月30</u> <u>日まで</u>	<u>1W以下</u>						
	<u>東北総合通信</u> <u>局管内</u>	<u>平成30年9月30</u> <u>日まで</u>	<u>1W以下</u>	<u>福島県の区域</u> <u>を除く。</u>					
	<u>北陸総合通信</u> <u>局管内</u>	<u>平成30年9月30</u> <u>日まで</u>	<u>1W以下</u>						
	<u>近畿総合通信</u> <u>局管内</u>	<u>平成30年9月30</u> <u>日まで</u>	<u>1W以下</u>						
	<u>中国総合通信</u> <u>局管内</u>	<u>平成30年9月30</u> <u>日まで</u>	<u>1W以下</u>	<u>山口県の区域</u> <u>を除く。</u>					
	<u>四国総合通信</u> <u>局管内</u>	<u>平成30年9月30</u> <u>日まで</u>	<u>1W以下</u>						
	<u>九州総合通信</u> <u>局管内</u>	<u>平成30年9月30</u> <u>日まで</u>	<u>1W以下</u>	<u>福岡県、大分県</u> <u>及び鹿児島県</u> <u>の区域を除く。</u>					
4405MHzから 4495MHzまで	近畿総合通信 局管内	平成32年6月30 日まで	1W以下		4405MHzから 4495MHzまで	近畿総合通信 局管内	平成32年6月30 日まで	1W以下	
4495MHzから	関東総合通信	平成30年9月30	1W以下						

<u>4800MHzまで</u>	<u>局管内</u>	<u>日まで</u>		
	<u>東海総合通信局管内</u>	<u>平成30年9月30日まで</u>	<u>1W以下</u>	
	<u>近畿総合通信局管内</u>	<u>平成30年9月30日まで</u>	<u>1W以下</u>	
<u>4495MHzから4895MHzまで</u>	<u>北海道総合通信局管内</u>	<u>平成30年9月30日まで</u>	<u>1W以下</u>	
	<u>東北総合通信局管内</u>	<u>平成30年9月30日まで</u>	<u>1W以下</u>	
	<u>信越総合通信局管内</u>	<u>平成30年9月30日まで</u>	<u>1W以下</u>	
	<u>北陸総合通信局管内</u>	<u>平成30年9月30日まで</u>	<u>1W以下</u>	
	<u>中国総合通信局管内</u>	<u>平成30年9月30日まで</u>	<u>1W以下</u>	
	<u>四国総合通信局管内</u>	<u>平成30年9月30日まで</u>	<u>1W以下</u>	
	<u>九州総合通信局管内</u>	<u>平成30年9月30日まで</u>	<u>1W以下</u>	
	<u>沖縄総合通信事務所管内</u>	<u>平成30年9月30日まで</u>	<u>1W以下</u>	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
<u>26.725GHzから26.735GHzまで</u>	<u>北海道総合通信局管内</u>	<u>平成33年6月30日まで</u>	<u>1W以下</u>	
	<u>東北総合通信局管内</u>	<u>平成33年6月30日まで</u>	<u>1W以下</u>	
	<u>北陸総合通信局管内</u>	<u>平成33年6月30日まで</u>	<u>0.1W以下</u>	
	<u>近畿総合通信局管内</u>	<u>平成33年6月30日まで</u>	<u>0.1W以下</u>	
	<u>中国総合通信局管内</u>	<u>平成33年6月30日まで</u>	<u>0.1W以下</u>	
	<u>四国総合通信局管内</u>	<u>平成33年6月30日まで</u>	<u>1W以下</u>	
	<u>九州総合通信局管内</u>	<u>平成33年6月30日まで</u>	<u>1W以下</u>	

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
<u>26.725GHzから26.735GHzまで</u>	<u>北海道総合通信局管内</u>	<u>平成33年6月30日まで</u>	<u>1W以下</u>	
	<u>東北総合通信局管内</u>	<u>平成33年6月30日まで</u>	<u>1W以下</u>	
	<u>北陸総合通信局管内</u>	<u>平成33年6月30日まで</u>	<u>0.1W以下</u>	
	<u>近畿総合通信局管内</u>	<u>平成33年6月30日まで</u>	<u>0.1W以下</u>	
	<u>中国総合通信局管内</u>	<u>平成33年6月30日まで</u>	<u>0.1W以下</u>	
	<u>四国総合通信局管内</u>	<u>平成33年6月30日まで</u>	<u>1W以下</u>	
	<u>九州総合通信局管内</u>	<u>平成33年6月30日まで</u>	<u>1W以下</u>	

27. 5GHzから 28. 28GHzまで	北海道総合通 信局管内	平成30年9月30 日まで	1500W以下	空中線電力は、 5W以下に限る。
	東北総合通信 局管内	平成30年9月30 日まで	1500W以下	空中線電力は、 5W以下に限る。
	関東総合通信 局管内	平成30年9月30 日まで	1500W以下	空中線電力は、 5W以下に限る。
	信越総合通信 局管内	平成30年9月30 日まで	1500W以下	空中線電力は、 5W以下に限る。
	北陸総合通信 局管内	平成30年9月30 日まで	1500W以下	空中線電力は、 5W以下に限る。
	東海総合通信 局管内	平成30年9月30 日まで	1500W以下	空中線電力は、 5W以下に限る。
	近畿総合通信 局管内	平成30年9月30 日まで	1500W以下	空中線電力は、 5W以下に限る。
	中国総合通信 局管内	平成30年9月30 日まで	1500W以下	空中線電力は、 5W以下に限る。
	四国総合通信 局管内	平成30年9月30 日まで	1500W以下	空中線電力は、 5W以下に限る。
	九州総合通信 局管内	平成30年9月30 日まで	1500W以下	空中線電力は、 5W以下に限る。
	沖縄総合通信 事務所管内	平成30年9月30 日まで	1500W以下	空中線電力は、 5W以下に限る。
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(注1) 発射する占有周波数帯幅にあるいかなる電波のエネルギーも、当該電波が使用可能な周波数の範囲から逸脱してはならない。

(注2) 空中線電力は、その等価等方輻射電力の値がそれぞれ等価等方輻射電力の欄に掲げる範囲内となるものであること。

(略)

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----	-----	-----

(注1) 発射する占有周波数帯幅にあるいかなる電波のエネルギーも、当該電波が使用可能な周波数の範囲から逸脱してはならない。

(注2) 空中線電力は、その等価等方輻射電力の値がそれぞれ等価等方輻射電力の欄に掲げる範囲内となるものであること。

(略)